

# 臨時出店者が出店する場合には…

「行事における臨時営業等の取扱要綱」第8 臨時出店者に関する規定  
「地域保健法(昭和22年法律第101号)第6条」

住民祭など公共目的を有する行事において、不特定多数を対象として簡易な施設を設け、食品を提供する行為を行う場合でも、以下の要件（年間の出店日数が限られているなど）を満たす場合は営業許可を必要としません。しかし、食品衛生上の危害の発生を防止するため、臨時出店者として保健所へ届出を行い、指導に従うことが必要です。

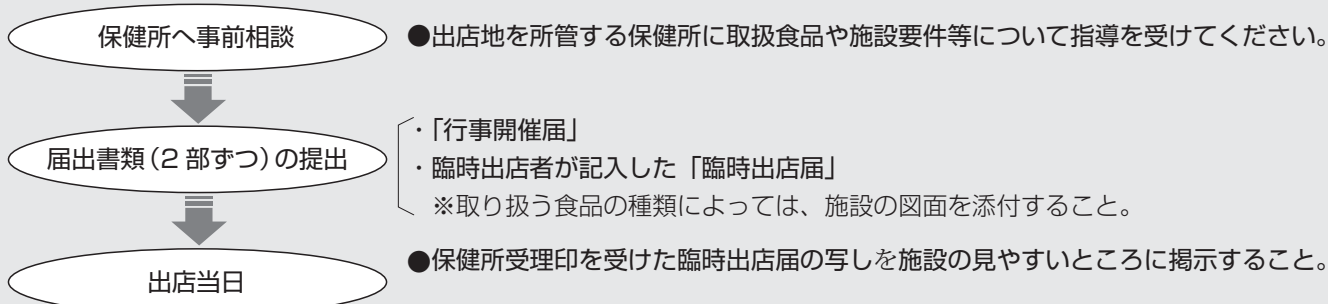
## 1 出店行事の範囲

臨時出店者は、以下の要件を満たすものをいいます。

- (1) 出店地を所管する地方公共団体（市町村及び都）、国又は住民団体が関与する公共目的を有する行事に出店すること。  
〔例示〕住民祭、産業祭など
- (2) 飲食店行為、菓子製造行為及び食料品販売行為を行うこと。
- (3) 出店日数が原則として**1年に5日以下**であること。

## 2 臨時出店の届出

行事主催者は、以下の行為を行ってください。



## 3 出店するに当たっての注意事項

- (1) 簡易な設備で出店する際は、取り扱う食品は臨時営業者に準じた表1に掲げるものに限ること。
- (2) 行事の主催者及び臨時出店者は、食品を提供することのリスクと責任を十分に認識し、あらかじめ事故発生時の対応者や対応方法を決めておくこと。
- (3) 近隣に迷惑な行為をしない、また客にもさせないこと。
- (4) 出店場所、時間等について、関係法令に違反しないようにすること。
- (5) 出店に際しては、食品衛生法の規定を遵守すること。

臨時営業者と同等の簡易な施設の場合

⇒ 表1の範囲に限る。

表 1 (臨時営業者と同等の簡易な施設で取り扱う場合)

分類	飲食店行為として取り扱うことのできる食品
煮物類	・事前に仕込み(細切、煮込み等)し、その場で煮込んだもの
焼物類	・事前に仕込み(細切等)し冷蔵した具をその場で焼いたもの ・焼きとり(鶏肉以外を含む)、焼肉類にあつては、その場において短時間で中心部まで加熱が十分にできる大きさ(一口サイズ)に事前に加工したもの
お好み焼類	・その場で水に溶いた小麦粉等と、事前に仕込み(細切等)した具をその場で混ぜ合わせて焼いたもの ・ピザ類にあつては、許可施設で製造されたピザ生地に事前に細切した具をのせて、その場で焼いたもの
茹物・蒸し物類	・農産物や事前に仕込みした具をその場で茹でるか、蒸したもの
めん類 (焼きそば類等)	・焼きそば ・焼きそば類似品にあつては、焼きそばと麺の種類が異なるだけで、水さらしなどの工程がなく、焼きそばと調理工程が同等のもの(例:焼ビーフン、チャプチェなど) ・即席カップ麺
揚物類	・事前に仕込み(細切等)した具を、その場で調製した溶き粉、パン粉につけて油で揚げたもの
喫茶類	・事前に調製した材料を用いて、その場で小分け、希釈、混合、調味するもので、通常喫茶店営業にて提供される飲料、茶菓、甘味食品
ドッグ類	・ソーセージ類をそのまま、もしくは衣を付けて焼くか油で揚げたもの ・ホットドッグ類 ・ハンバーガー類(パンに、熱調理した食肉ミンチ等をはさんだもの)
酒類	・日本酒、ビール、焼酎等 ・ビールサーバーによる提供にあつては、専門の業者により管理調整されたサーバーを用いること ※翌日の持ち越し不可
レトルト食品、 無菌包装米飯	・その場で加熱し、又はそのまま盛り付けて提供するもの

分類	菓子製造行為として取り扱うことのできる食品
焼菓子類	・事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で焼いたもの
揚菓子類	・事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で油で揚げたもの
団子菓子類	・事前に団子に成形したものを、その場で焼くか蒸すか、それに事前に仕込みした具をからめたもの
まんじゅう類	・事前に仕込み(混合、成形等)したまんじゅうを、その場で加熱したもの
もち菓子類	・事前についた餅に、事前に仕込みした具をからめたもの
あめ菓子類	・事前に仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作るあめ菓子
その他	・果実チョコ(果実にチョコレートをからめたもの) ・蒸しパン

食料品販売行為として取り扱うことのできる食品
<p>食品衛生法の販売業許可が不要な食品及び食料品等販売業の許可対象食品で、法令等により保存基準が定められていない食品                      例…野菜・果実、煮豆、つくだ煮、漬物、魚介類加工品、菓子(洋生菓子を除く。)、アイスクリーム、レトルト食品、缶詰、びん詰食品                      ※野菜・果実以外は、容器包装に入れられたものに限る。</p>